特定労務管理対象機関の指定について

**１ 概要**

○ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４９号）第３条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」）第１１３条等の規定により、都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定労務管理対象機関【特定地域医療提供機関 （いわゆるＢ水準対象機関）、連携型特定地域医療提供機関（いわゆる連携Ｂ水準対象機関）、技能向上集中研修機関 （いわゆるＣ-１水準対象機関）及び特定高度技能研修機関（いわゆるＣ-２水準対象機関）】として指定することができるとされている。（令和６年４月１日施行）

○ 指定の申請は、申請書に、医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」）の案を添えて提出することとなっている。

**２ 特定労務管理対象機関指定要件等**

〇 知事は、次に掲げる区分に応じ、当分の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められる病院又は診療所について、当該病院又は診療所（県内に所在するものに限る。以下同じ。）の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができる。【新医療法第１１３条第１項等関係】

（１）特定地域医療提供機関（Ｂ水準）

ア 次の病院又は診療所における救急医療の提供に係る業務

(ｱ) 医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

(ｲ) 医療計画において二次救急医療機関と位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの

a 年間の救急車の受入件数が 1,000 件以上であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間 500 人以上であること

b ５疾病・５事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所

イ 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所における居宅等における医療の提供に係る業務※１

ウ 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所における当該機能に係る業務※２

（２）連携型特定地域医療提供機関（連携Ｂ水準）

病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた医師の派遣に係る業務

（３）技能向上集中研修機関（Ｃ－１水準）

ア 臨床研修病院における臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるための業務

イ 専門研修を行う病院又は診療所における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するための業務

（４）特定高度技能研修機関（Ｃ－２水準）

特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所における医師※３の業務（当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）

※１，２　別紙のとおり

※３ 高度な技能の修得に関する計画が作成された医師であって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者

○ 知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる。【新医療法第１１３条第３項関係】

（１）労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること、医師の労働時間の状況・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標・医師の労務管理及び健康管理に関する事項・労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。

（２）必要な面接指導及び休息時間の確保（追加的健康確保措置）を行うことができる体制が整備されていること。

（３）労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと。（過去１年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働法令の違反について送検・公表されていないこと。）

○ 知事は、指定をするに当たっては、医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果を踏まえなければならない。【新医療法第１１３条第４項関係】

○ 知事は、指定をするに当たっては、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならない。【新医療法第１１３条第５項関係】

**別紙**

**※１**

居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所は、次に掲げる医療機関とする。

(1)　機能強化型在宅療養支援病院の単独型

(2)　機能強化型在宅療養支援診療所の単独型

（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和2年3月5日保医発0305第3号）別添１の「第９」の１の(１)に規定する在宅療養支援診療所及び「第14の２」の１の(１)に規定する在宅療養支援病院）

**※２**

地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県が認めた病院又は診療所は、次に掲げる医療機関とする。

(1) 特定機能病院（医療法第４条の２等）

(2) 地域医療支援病院（医療法第４条等）

(3) 総合又は地域周産期母子医療センター（国が定める周産期医療対策事業実施要綱等）

(4) 小児中核病院又は小児地域医療センター（国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発033第３号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。）における「小児医療の体制構築に係る指針」等）

(5) 厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院（国の「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」）

(6) 概ね週１回以上、和歌山県精神科救急医療体制整備に参画し、休日（終日）並びに夜間（17時-9時）における緊急受診者への対応ができる体制があり、入院可能な空床を確保している病院

(7) 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅵ要件において、地域医療の確保に必要なものとして、下記①～⑤のいずれかに該当する医療機関

①　脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件／年以上

②　急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件／年以上

③　高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関

④　精神科救急医療体制整備事業における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件（月平均1件）以上行っている精神科医療機関

⑤ 児童精神科を行う医療機関

(8)　その他、公共性と不確実性が強く働くものとして、地域医療提供体制の確保のために必要な医療機関